明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（一七）　三

○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（一八）　五

○国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一九）　六

〔省　令〕

○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令の一部を改正する省令（**財務**一）　九

〔告　示〕

○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（**金融庁**七）　一〇

○シダマ州における中等学校整備計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**五〇）　一〇

○漁業調査船建造計画のための贈与に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**五一）　一〇

○食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**五二）　一〇

○セネガル柔道連盟における機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**五三）　一〇

○食糧援助に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**五四）　一〇

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**五五）　一〇

○乾燥スープの日本農林規格の一部を改正する件（**農林水産**一九三）　一〇

○令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示（**国土交通**五二）　一〇

○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一五、一六）　一一

○道路に関する件（**関東地方整備局**一一）　一一

〔国会事項〕

法　務　一三

〔人事異動〕

内閣　国土交通省　一三

〔皇室事項〕

諸事項　一三

〔官庁報告〕

公証人任免（法務省）　一三

〔公　告〕

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一三

特殊法人等

企業年金基金清算結了・清算人退任関係　一三〇

会社その他

財団、裁定表記載、少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻し関係　一三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（政令第一七号）（総務省）

1　住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）第七条第一四号の規定により第三〇条の一三において規定する氏に変更があった者に係る住民票の記載事項として旧氏の振り仮名（旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。）を追加することとした。（第三〇条の一三関係）

2　氏に変更があった者（住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされている者（以下「旧氏等記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書にその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付し、提出することとした。この場合において、その者に係る住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏及び旧氏の振り仮名が最後に削除された日以後に称していた旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に限り、住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を求めることができることとした。（第三〇条の一四第一項関係）

3　旧氏等記載者は、氏に変更があった場合には、当該旧氏等記載者に係る住民票に記載がされている旧氏及び旧氏の振り仮名を当該変更の直前に称していた旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に変更することを求めることができることとした。この場合においては、当該旧氏及び旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があったこと並びに当該旧氏を当該変更の直前に称していたこと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付し、提出することとした。（第三〇条の一四第三項関係）

4　旧氏等記載者は、住民票に記載がされている旧氏及び旧氏の振り仮名の削除を求めることができることとした。（第三〇条の一四第四項関係）

5　この政令の施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者は、施行の日から起算して一年以内に限り、住所地市町村長に対し、当該旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字の住民票への記載を請求することができることとした。この場合において、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該請求に係る文字が示す読み方が当該旧氏に用いられる文字の読み方として通用していることを証する書面を提出することとした。（附則第二条関係）

6　住所地市町村長は、施行の日から起算して一年を経過した日に、この政令の施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者（同日の前日までに5の記載がされた者を除く。）に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をすることとした。（附則第三条関係）

7　6の記載がされた者は、一度に限り、住所地市町村長に対し、当該記載に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を他の文字に変更することを請求することができることとした。この場合において、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該請求に係る文字が示す読み方が当該旧氏に用いられる文字の読み方として通用していることを証する書面を提出することとした。（附則第四条関係）

8　その他所要の規定の整備を行うこととした。

9　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月二六日）から施行することとした。

◇国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（政令第一八号）（財務省）

1　国の締結する特定調達契約に係る一般競争公告又は指名競争公示に要する期間を短縮することができる場合を追加等することとした。（第五条～第七条関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一九号）（厚生労働省）

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正関係（第一九条関係）

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の施行に伴い、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）を感染症法第五六条の三第二項に規定する特定一種病原体等所持者の指定対象となる法人として定めることとした。

二　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正関係（第二〇条関係）

国立健康危機管理研究機構法施行令による改正後の厚生労働省組織令の施行に伴い、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の関係審議会の名称を改正するほか、国立研究開発法人国立国際医療研究センターの解散に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

三　個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係（第二五条関係）

機構が行う業務のうち、感染症法第六五条の四第一項又は第六五条の五第一項、第二項若しくは第四項の規定に基づき行う業務を、個人情報の保護に関する法律における公的部門の安全管理措置を講ずべき業務に位置付けることとした。

四　その他国立健康危機管理研究機構法及び整備法の施行に伴い、医療法施行令、道路運送車両法施行令等の関係政令について、関係規定の整備を行うこととした。（第一条～第一八条、第二一条～第二四条及び第二六条～第四〇条関係）

五　施行期日等

この政令は、国立健康危機管理研究機構法の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとしたほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第一項及び第二項関係）

政令

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年一月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十七号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の一部の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十四号及び第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十二の三第三号中「、第三号」を「から第三号まで」に改める。

第三十条の十三中「同条」を「以下この条及び次条」に、「。」を「。及び旧氏の振り仮名（旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。同条において同じ。）」に改める。

第三十条の十四の見出し中「旧氏」を「旧氏及び旧氏の振り仮名」に改め、同条第一項中「旧氏の」を「旧氏及び旧氏の振り仮名の」に、「旧氏記載者」を「旧氏等記載者」に、「求める旧氏」を「求める旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名」に、「がその者の旧氏」を「及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名」に、「旧氏が最後」を「旧氏及び旧氏の振り仮名が最後」に、「旧氏に」を「旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に」に改め、同条第二項中「旧氏」を「旧氏及び旧氏の振り仮名」に改め、同条第三項中「旧氏記載者」を「旧氏等記載者」に、「されている旧氏」を「されている旧氏及び旧氏の振り仮名」に、「旧氏に」を「旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に」に、「旧氏その他」を「旧氏及び旧氏の振り仮名その他」に、「及び」を「並びに」に改め、「称していたこと」の下に「及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であること」を加え、同条第四項中「旧氏記載者」を「旧氏等記載者」に、「旧氏の」を「旧氏及び旧氏の振り仮名の」に改め、同条第六項中「旧氏記載者」を「旧氏等記載者」に改め、同項の表法第十一条第一項の項下欄中「第七条第一号」の下に「及び第一号の二」を加え、「及び旧氏」を「並びに旧氏」に、「。」を「。及び旧氏の振り仮名（同令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下この章及び同項において同じ。）」に、「並びに同条第二号」を「及び旧氏の振り仮名並びに同条第二号」に改め、同表法第十二条第五項の項及び法第十二条の二第四項の項中「旧氏」を「旧氏及び旧氏の振り仮名」に改め、同表法第十二条の三第一項の項中「に掲げる」を「及び第一号の二に掲げる」に、「及び旧氏」を「並びに旧氏及び旧氏の振り仮名」に改め、同表法第十二条の四第一項の項中「旧氏」を「旧氏及び旧氏の振り仮名」に改め、同表法第三十条の六第一項の項中「に掲げる」を「及び第一号の二に掲げる」に、「及び旧氏」を「並びに旧氏及び旧氏の振り仮名」に改め、同表第十五条の三第二項の項中「に掲げる」を「及び第一号の二に掲げる」に、「及び旧氏」を「並びに旧氏」に、「。」を「。及び旧氏の振り仮名（第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。同章及び第三十条の五第三号において同じ。）」に改め、同表第二十三条第二項及び第二十四条の三の項及び第三十条の五第三号の項中「に掲げる」を「及び第一号の二に掲げる」に、「及び旧氏」を「並びに旧氏及び旧氏の振り仮名」に改め、同条第七項中「旧氏の」を「旧氏及び旧氏の振り仮名の」に改め、同項の表第十五条の四第五項において準用する第十二条第五項の項中「旧氏」を「旧氏及び旧氏の振り仮名（住民基本台帳法施行令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下この章において同じ。）」に改め、同表第十五条の四第五項において準用する第十二条の二第四項の項中「旧氏」を「旧氏及び旧氏の振り仮名」に改め、同表第十五条の四第三項の項中「に掲げる」を「及び第一号の二に掲げる」に、「及び旧氏」を「並びに旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び旧氏の振り仮名（同令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。）」に、「同条第二号」を「第七条第二号」に改める。

第三十条の十六第八項の表第三十条の五十一の規定により読み替えて適用される第十五条の四第三項の項中「、同条第二号」を「（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十六第一項に規定する通称をいう。）、第七条第二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（附則第九条及び第十二条第二項において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月二十六日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に住民票に旧氏（この政令による改正後の住民基本台帳法施行令（以下「新令」という。）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載（住民基本台帳法（附則第八条第二項において「法」という。）第六条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている者（既に次項の規定による記載がされた者を除く。）は、施行日から起算して一年以内に限り、住所地市町村長（新令第三十条の十四第一項に規定する住所地市町村長をいう。以下同じ。）に対し、当該旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字の住民票への記載を請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該請求に係る文字が示す読み方が当該旧氏に用いられる文字の読み方として通用していることを証する書面を提出しなければならない。

2　前項の請求を受けた住所地市町村長は、当該請求に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名（新令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下同じ。）として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る新令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

第三条　住所地市町村長は、施行日から起算して一年を経過した日に、この政令の施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者（同日の前日までに前条第二項の規定による記載がされた者を除く。）に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る新令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

2　住所地市町村長は、施行日後遅滞なく、この政令の施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者に対し、前項の規定によりその者の住民票への記載をしようとする当該旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を通知するものとする。

第四条　前条第一項の規定による記載がされた者（既に次項の規定による記載がされた者を除く。）は、住所地市町村長に対し、当該記載に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を他の文字に変更することを請求することができる。この場合において、当該請求をする者は、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該請求に係る文字が示す読み方が当該旧氏に用いられる文字の読み方として通用していることを証する書面を提出しなければならない。

2　前項の請求を受けた住所地市町村長は、当該請求に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る新令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

第五条　住所地市町村長は、前三条の規定の施行に必要な限度において、関係地方公共団体の長その他の者に対し、この政令の施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字に関する情報の提供を求めることができる。

第六条　施行日から起算して一年を経過する日までの間における新令第三十条の十四第一項から第四項まで及び第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	を除く。）	並びに住民票に旧氏の記載がされ、旧氏の振り仮名の記載がされていない者（以下この条において「旧氏記載者」という。）を除く。）
第二項	旧氏及び旧氏の振り仮名を	旧氏及び旧氏の振り仮名（旧氏記載者にあつては、旧氏。以下この項及び第四項において同じ。）を
第三項	旧氏等記載者は	旧氏等記載者又は旧氏記載者は
	旧氏等記載者に	旧氏等記載者又は当該旧氏記載者に
	旧氏及び旧氏の振り仮名を	旧氏及び旧氏の振り仮名（旧氏記載者にあつては、旧氏）を
	変更すること	変更すること（旧氏記載者にあつては、当該変更の直前に称していた旧氏に変更すること及び当該住民票に当該旧氏に係る旧氏の振り仮名を記載すること）
第四項	旧氏等記載者は	旧氏等記載者又は旧氏記載者は
	当該旧氏等記載者	当該旧氏等記載者又は当該旧氏記載者
第六項	旧氏等記載者	旧氏等記載者及び旧氏記載者
第六項の表法第十一条第一項の項	並びに第七条第二号	（旧氏記載者（住民票に旧氏の記載がされ、旧氏の振り仮名の記載がされていない者をいう。）にあつては、旧氏。以下この章及び同項において同じ。）並びに第七条第二号
第六項の表第十五条の三第二項の項	並びに法第七条第二号	（旧氏記載者（住民票に旧氏の記載がされ、旧氏の振り仮名の記載がされていない者をいう。）にあつては、旧氏。同章及び第三十条の五第三号において同じ。）並びに法第七条第二号

第七条　新令第三十条の十四第一項（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する氏に変更があった者（次条第一項において「氏に変更があった者」という。）のうち、住民票への記載を請求しようとする旧氏の記載又は記録がされている戸籍又は除かれた戸籍に旧氏の振り仮名の記載又は記録がされていないものに係る新令第三十条の十四第一項の規定の適用については、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

旧氏の振り仮名の記載を	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字の記載を
旧氏の振り仮名その他	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他
及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名	がその者の旧氏
同じ。）	同じ。）及び当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面（その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この項、第三項及び第四項において「住所地市町村長」という。）において特別の事情があると認める場合を除く。）
その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（同項及び第四項において「住所地市町村長」という。）	住所地市町村長
旧氏の振り仮名に	旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字に

2　前項の規定により読み替えて適用する新令第三十条の十四第一項の請求を受けた住所地市町村長は、当該請求に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をするものとする。この場合において、当該記載がされた者に係る新令第三十条の十三及び第三十条の十四の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載がされた文字を旧氏の振り仮名とみなす。

第八条　氏に変更があった者のうち、住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日において当該住民票に旧氏の振り仮名の記載がされていなかったものに係る新令第三十条の十四第一項（附則第六条又は前条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新令第三十条の十四第一項中「旧氏及び旧氏の振り仮名が」とあるのは「旧氏が」とする。

2　氏に変更があった者に係る除票に旧氏の記載（法第十五条の二第二項の規定により磁気ディスクをもって調製する除票にあっては、記録。以下この項において同じ。）がされ、旧氏の振り仮名の記載がされていない場合における新令第三十条の十四第七項の規定の適用については、同項中「旧氏及び旧氏の振り仮名の」とあるのは「旧氏の」と、同項の表第十五条の四第五項において準用する第十二条第五項の項中「旧氏及び旧氏の振り仮名（住民基本台帳法施行令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「旧氏」と、同表第十五条の四第三項の項中「及び旧氏の振り仮名（同令第三十条の十三に規定する旧氏の振り仮名をいう。）並びに」とあるのは「並びに」とする。

第九条　旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字に用いることができる仮名及び記号の範囲は、改正法第七条の規定による改正後の戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十三条第三項の法務省令で定められた仮名及び記号の範囲とする。

（総務省令への委任）

第十条　この附則に定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置は、総務省令で定める。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条（見出しを含む。）中「旧氏記載者」を「旧氏等記載者」に改める。

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の経過措置）

第十二条　施行日から起算して一年を経過する日までの間における電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令第三十三条の規定の適用については、同条中「住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者」とあるのは、「住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏の記載がされている者」とする。

2　施行日から改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、同令第三十三条中「に係る法」とあるのは「に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第四条の規定により読み替えて適用する法（以下この条及び次条において「読替え後の法」という。）」と、「、法」とあるのは「、読替え後の法」と、「から第三号まで」とあるのは「、第二号、第三号」と、同令第三十四条中「おける法」とあるのは「おける読替え後の法」と、「、法」とあるのは「、読替え後の法」と、「から第三号まで」とあるのは「、第二号、第三号」とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十八号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第二項、第三項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

契約担当官等は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、予決令第七十四条の規定にかかわらず、その入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前に官報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

一　特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して一年前の日から四十日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合　十日

イ　調達の内容

ロ　入札期日として予定する日付

ハ　調達に関心を有する者は、契約担当官等に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。

ニ　第九条に規定する文書を交付する場所

ホ　次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）

二　特定調達契約の締結までに急を要する場合　十日

三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　四十日から、五日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数

イ　一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条の規定により発行される官報により行う場合

ロ　第九条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合

ハ　入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

四　特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、国以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあつては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

イ　前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合（ロに掲げる場合を除く。）　十三日

ロ　前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合　十日

第六条の見出し中「一般競争について公告」を「一般競争公告」に改め、同条中「前条第一項の規定により読み替えられた予決令第七十四条の規定による公告は、予決令第七十五条各号に掲げる事項及び予決令第七十六条の規定により明らかにしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、」を「一般競争公告は、次に掲げる事項について」に改め、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同条第一号中「公告」を「一般競争公告」に改め、同号を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一　予決令第七十五条各号に掲げる事項

二　予決令第七十六条の規定により明らかにしなければならない事項

第七条第一項を次のように改める。

第五条第一項及び前条の規定は、契約担当官等が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第五条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同項中「予決令第七十四条の規定にかかわらず、その入札期日」とあるのは「その入札期日」と、「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第一号中「公告（以下「一般競争公告」という。）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」という。）」と、同項第三号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第一号中「事項」とあるのは「事項及び予決令第九十六条第一項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件」と、同条第二号中「予決令第七十六条」とあるのは「予決令第九十八条において準用する予決令第七十六条」と、同条第三号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第四号中「予決令第七十二条第二項」とあるのは「予決令第九十五条第二項において準用する予決令第七十二条第二項」と読み替えるものとする。

第七条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定による公示」を「前項において読み替えて準用する第五条第一項の規定による指名競争に係る公示（次条第一項において「指名競争公示」という。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項第一号中「前条第一号」を「第一項において準用する前条第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

第八条の見出し中「公告又は公示に係る一般競争」を「一般競争」に改め、同条第一項中「公告をし」を「一般競争公告をし」に、「前条第一項の規定による公示」を「指名競争公示」に、「公告又は公示」を「一般競争公告又は指名競争公示」に改め、同条第二項中「指名される」を「予決令第九十六条第一項の規定による基準に基づく指名競争において指名される」に、「前条第四項各号」を「前条第三項各号」に改める。

第十条第二項中「入札者」を「公告又は入札者」に、「昭和五十五年政令第三百号。以下」を「以下」に、「第七条第一項の規定による公示」を「第五条第一項第一号に規定する一般競争公告又は特例政令第七条第二項に規定する指名競争公示」に、「公告をするものとされている事項又は特例政令第七条第二項の規定により公示」を「一般競争公告をするものとされている事項又は特例政令第七条第一項において読み替えて準用する特例政令第六条の規定により指名競争公示」に改める。

第十四条中「入札者」を「公告又は入札者」に、「第七条第一項の規定による公示」を「第五条第一項第一号に規定する一般競争公告又は特例政令第七条第二項に規定する指名競争公示」に、「公告をするものとされている事項又は特例政令第七条第一項において読み替えて準用する特例政令第六条の規定により指名競争公示」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものに関する事務は、改正後の国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（次項において「新令」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この政令の施行の日から官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の施行の日（令和七年四月一日）の前日までの間における新令第五条第一項第三号イ（新令第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号イ中「を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条の規定により発行される官報により行う場合」とあるのは、「と併せて、独立行政法人国立印刷局が、次条各号に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く場合」とする。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十九日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十九号

国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（医療法施行令及び道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削る。

一　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第四条の六第一項

二　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十四条

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第四十号中「の在職期間」の下に「及び国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）附則第十八条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立健康危機管理研究機構の職員としての在職期間」を加え、同条に次の一号を加える。

五十一　国立健康危機管理研究機構法附則第八条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立健康危機管理研究機構の職員としての在職期間

第九条の二に次の一号を加える。

百九十七　国立健康危機管理研究機構（国立健康危機管理研究機構法附則第十六条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人国立国際医療研究センターを含む。）

第九条の四に次の一号を加える。

百四十四　国立健康危機管理研究機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

九十二　国立健康危機管理研究機構

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第四条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、「日本私立学校振興・共済事業団」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第五条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

（首都圏整備法施行令等の一部改正）

第六条　次に掲げる政令の規定中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、「規定する国立大学法人」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

一　首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）第十三条第三号

二　近畿圏整備法施行令（昭和四十年政令第百五十九号）第二条第三号へ

三　中部圏開発整備法施行令（昭和四十二年政令第二十号）第五条第六号

四　地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）第一条

（中小企業等協同組合法施行令等の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「大学共同利用機関法人」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

一　中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第十四条第一項第四号

二　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第八条第一項第五号

三　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第三条第四号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第八条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百四十四　国立健康危機管理研究機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百二十八　国立健康危機管理研究機構

（特許法施行令の一部改正）

第九条　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表中第二十六号を削り、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八　国立健康危機管理研究機構

（放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部改正）

第十条　放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げる。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、同表第七号中「沖縄科学技術大学院大学学園」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第十二条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条に次の一号を加える。

百十五　国立健康危機管理研究機構

第四十三条第七項に次の一号を加える。

百十一　国立健康危機管理研究機構

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正）

第十三条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民年金基金連合会」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第十四条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表小型船舶検査機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）	資本金

（行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正）

第十五条　行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　国立健康危機管理研究機構

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、同条第六号中「及び福島国際研究教育機構」を「、福島国際研究教育機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第十七条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、同項第七号中「沖縄科学技術大学院大学学園」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

別表中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「法人は、」の下に「国立健康危機管理研究機構及び」を加える。

（独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正）

第二十条　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表厚生労働大臣の項中「国立研究開発法人審議会」を「国立研究開発法人等審議会」に改める。

別表第二中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削る。

（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正）

第二十一条　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第五号中「日本中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。

（電波法施行令の一部改正）

第二十二条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第十五号を削る。

（健康増進法施行令の一部改正）

第二十三条　健康増進法施行令（平成十四年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十六条第六号」を「国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十三条第一項第十二号」に改める。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民年金基金連合会」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六十五条の四第一項又は第六十五条の五第一項、第二項若しくは第四項の規定に基づき行う業務（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正）

第二十六条　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、本則に次の一号を加える。

五　国立健康危機管理研究機構

（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令の一部改正）

第二十七条　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第五号中「日本中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第二十八条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二（見出しを含む。）中「研究開発法人」を「研究開発独立行政法人」に改める。

別表第一の一の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の十四の項を削り、同表の十五の項中「第十七条第五号」を「第十六条第五号」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表の十六の項中「第十八条第六号」を「第十七条第六号」に改め、同項を同表の十五の項とし、同表中十七の項を十六の項とし、十八の項から二十七の項までを一項ずつ繰り上げる。

（統計法施行令及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　次に掲げる政令の規定中「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」の下に「、国立健康危機管理研究機構」を加える。

一　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条

二　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第二条

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三十条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

九十四　国立健康危機管理研究機構

第三十条に次の一号を加える。

三十三　国立健康危機管理研究機構

（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第三十一条　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

三十三　国立健康危機管理研究機構

（母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令の一部改正）

第三十二条　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第五号中「日本中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。

（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第三十三条　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、同条第五号中「日本中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第三十四条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第四号を次のように改める。

四　国立健康危機管理研究機構

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第三十五条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表原子力損害賠償・廃炉等支援機構の項の次に次のように加える。

国立健康危機管理研究機構	国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）

（雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正）

第三十六条　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「、国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を削り、第五号中「日本中央競馬会」を「国立健康危機管理研究機構、日本中央競馬会」に改める。

（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令の一部改正）

第三十七条　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「及び福島国際研究教育機構」を「、福島国際研究教育機構及び国立健康危機管理研究機構」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第三十八条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第十項第一号中「次に掲げる者（以下この項において「特別研究機関等」という。）」を「特別研究機関等（次のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国立健康危機管理研究機構

第二十七条の四第二十四項第一号中「次に掲げる者（以下この項において「特別研究機関等」という。）」を「特別研究機関等（次のいずれかに該当する者をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同号に次のように加える。

ニ　国立健康危機管理研究機構

第四十条の三第二号中「自動車安全運転センター」を「国立健康危機管理研究機構、自動車安全運転センター」に改める。

第四十条の四の三第六項第四号中「、独立行政法人航空大学校法」を「及び独立行政法人航空大学校法」に改め、「及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）に規定する国立研究開発法人国立国際医療研究センターの施設」を削り、同項に次の一号を加える。

六　国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）に規定する国立健康危機管理研究機構の施設

（所得税法施行令及び法人税法施行令の一部改正）

第三十九条　次に掲げる政令の規定中「自動車安全運転センター」を「国立健康危機管理研究機構、自動車安全運転センター」に改める。

一　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百十七条第二号

二　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条第二号

（消費税法施行令の一部改正）

第四十条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「、独立行政法人航空大学校法」を「及び独立行政法人航空大学校法」に改め、「及び高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）に規定する国立研究開発法人国立国際医療研究センターの施設」を削り、同条に次の一号を加える。

三　国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）に規定する国立健康危機管理研究機構の施設

附　則

（施行期日）

1　この政令は、国立健康危機管理研究機構法の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

2　国立健康危機管理研究機構法附則第十六条第一項の規定により解散した国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）の令和六年四月一日に始まる事業年度の事業活動に係る環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年法律第七十七号）第九条第一項の規定による同法第二条第四項に規定する環境報告書の作成及び公表については、センターの事業活動を国立健康危機管理研究機構の事業活動とみなして、国立健康危機管理研究機構が行うものとする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎
防衛大臣　中谷　元

省令

○財務省令第一号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）第九条、第十三条及び第十五条の規定に基づき、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月二十九日

財務大臣　加藤　勝信

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令の一部を改正する省令

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和五十五年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において「各省各庁の長」、「契約担当官等」、「一般競争」、「物品等」、「特定役務」、「特定調達契約」、「一般競争公告」又は「指名競争公示」とは、それぞれ特例政令第二条、第四条第一項、第五条第一項第一号又は第七条第二項に規定する各省各庁の長、契約担当官等、一般競争、物品等、特定役務、特定調達契約、一般競争公告又は指名競争公示をいう。	（定義） **第二条**　この省令において「各省各庁の長」、「契約担当官等」、「一般競争」、「物品等」、「特定役務」又は「特定調達契約」とは、それぞれ特例政令第二条又は第四条第一項に規定する各省各庁の長、契約担当官等、一般競争、物品等、特定役務又は特定調達契約をいう。
（一般競争公告又は指名競争公示をする事項） **第四条**　契約担当官等は、一般競争公告又は指名競争公示において、契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、掲載するものとする。 一～三　［略］	（一般競争又は指名競争について公告又は公示をする事項） **第四条**　契約担当官等は、特例政令第五条第一項の規定により読み替えられた予決令第七十四条の規定による公告又は特例政令第七条第一項の規定による公示において、契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。 一～三　［同上］
（一般競争公告又は指名競争に参加しようとする者への通知） **第五条**　［略］	（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者への通知） **第五条**　［同上］
（入札説明書の記載事項） **第六条**　特例政令第九条に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　特例政令第六条（特例政令第七条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により一般競争公告又は指名競争公示をするものとされている事項（特例政令第六条第五号に掲げる事項を除く。） 二～七　［略］	（入札説明書の記載事項） **第六条**　特例政令第九条に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　特例政令第六条又は第七条第二項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第六条第三号に掲げる事項を除く。） 二～七　［同上］
第七条の二　契約担当官等は、財務大臣の定めるところにより、特例政令第十三条の規定による公示において、次に掲げる事項を掲載するものとする。 一～六　［略］ 七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、一般競争公告又は指名競争公示を行つた日 八～九　［略］	**第七条の二**　契約担当官等は、財務大臣の定めるところにより、特例政令第十三条の規定による公示において、次に掲げる事項を記載するものとする。 一～六　［同上］ 七　一般競争又は指名競争によることとした場合には、特例政令第五条第一項の規定により読み替えられた予決令第七十四条の規定による公告又は特例政令第七条第一項の規定による公示を行つた日 八～九　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。